

建設者の法規

第1章 グランド・ロッジの組織と権限

第1節 管轄地域

日本グランド・ロッジの管轄地域は日本国の地理上の地域とする。

第2節 権限

当グランド・ロッジの権限は憲章第10条及び11条に規定する。

第3節 法規

グランド・ロッジの法は下記よりなる。

第1 成文法

第2 慣習法

第4節 成文法

当グランド・ロッジの成文法は、憲章、本法規、その他、逐次公布した規定に基づき、憲章、布告および諸規定をもって構成される。

第5節 慣習法

当グランド・ロッジの慣習法は、古き由緒あるフリーメイソンの伝統および慣習を、諸々の記録に準拠して、近代社会に適応させたもので、その適用は成文法の規定に反することなく、メイソンリーの高潔性と有用性に資するものである。

第6節 成文法の定義

当グランド・ロッジの成文法は憲章、本法規および追加規定のみであるが、他にこれまでにグランド・ロッジが公布した諸規定も、慣習法の範囲を逸脱しない限り、効力を有する。

本規定の目的は、条文の適用範囲を限定し、検索を容易にし、成文法の実務的利用をはかることにある。

したがって、本法規の意図は、過去に定められた諸規定の内、本法規に包含されていないものは、趣旨に沿わないものとして、成文法としての効力を無効とすることにある。

第7節 本法規の発行時期

本法規の発布にあたり、名称を「建設者の法規」とし、章と節に分けて、それぞれ1から最終番号までの連番を付し、これを交付する。参照および引用などの目的に用いられる際は、単に「法規」と称呼することとし、必要に応じて「節」を加える。

また、本法規の修正をグランド・ロッジに提案するにあたっては、その修正の趣旨にしたがい当該節の番号を明記し、新たに「章」または「節」を追加する場合にはその旨を記し、番号を付す。本節の意図するところは、本法規の成文法としての採択時の諸規定のみならず、その後制定される全ての成文法を本規定に含める点にある。

本法規は1960年3月19日に発効する。

第8節 本規定の改訂

本法規に関する全ての改訂案は年次総会前年の12月15日までにグランド・ロッジに書面にて提出し、グランド・ロッジはこれを法制委員会に付託し、同委員会は年次総会の最終日の閉会までに同案につき報告する。法制委員会による報告があるまでは、如何なる決定も下してはならない。(2004年改訂)

第9節 改訂の提案および採決方法

本法規の改訂は、年次総会において投票権を有する出席者の6分の5の賛成投票により成立する。本法規の各節への改訂案は、一部の削除または追加の形をとることなく、当該条項全文の改訂案とする。

第10節 グランド・マスターの法解釈

グランド・ロッジの休会中に自らが下した法解釈について、その裁量により、グランド・マスターは年次総会において報告することができる。ただし、報告が総会において承認された場合においても、この承認により成文法としての効力、効果を持つものではなく、また、慣習法の適正解釈としての拘束力も持たない。総会における承認は、特定の事案に関しグランド・マスターの下した法解釈への承認であり、グランド・ロッジの審議を要する議案として提出されたものではなく、グランド・マスターの主観的法解釈とみなされる。

第11節 勧告と成文法の関係

グランド・マスターがその年次報告において行なう諸規定の改訂、部分修正、および追加の勧告は、かりにグランド・ロッジまたは関係委員会の同意があったとしても、これにより法的効力が生ずることはない。勧告を法制化するには、グランド・マスターの勧告または委員会の報告とは別に、勧告内容を書面をもってグランド・ロッジに提出し、法規の定めに従い、関係委員会に付託し、正式に可決されなければならないか

ら、委員会報告の受理のみによって、法制化あるいは条文改訂の効果は生じない。

(ただし、本節の規定は、関係委員会が勧告、提案等に基づき、本法規の改訂案をその報告に添付し、改訂を勧告したり、見解を述べることを妨げるものではない。グラウンド・ロッジの立法行為は、勧告、報告等とは別のものである。)

第12節 上訴の取扱い

所定の手続きによる苦情申し立てに関し、苦情処理委員会がグラウンド・ロッジにたいして報告書を提出するのは適正な手続きであり、その報告書の触れる法的問題点へのグラウンド・ロッジの判断は法的性格を有し、成文法、慣習法の如何を問わず、現行諸法規の正当なる解釈とみなされる。ただし、グラウンド・ロッジの上記判断は、如何なる意味においても立法行為、すなわち、法の制定とみなしてはならない。

第13節 グラウンド・ロッジの議事運営要領

1項 定刻に主宰者が着席、槌の合図により全員着席し、静粛にする。グラウンド・マスターはグラウンド・セクレタリーに出席を取らせ、定数を確認し、これによりグラウンド・ロッジは議事を開始することができる。

2項 議事次第はその年の事案にしたがって、グラウンド・セクレタリーにより決められるが、少なくとも総会に先立つ5日前までに、その年の議事次第を準備し、議事予定表はグラウンド・ロッジ全役員および全ロッジに配布されるものとする。

3項 如何なる発言者も、発言中にグラウンド・マスターもしくは他の出席者より議事運営要領違反を指摘された場合は、ただちに発言を中止して着席し、発言の可否の決定を待つものとする。

4項 グラウンド・ロッジの議案審議中は如何なる動議も受け付けてはならない。ただし、審議延期の動議、見送りの動議、無期延期の動議、特定日までの延期動議、委員会への差し戻し動議、または議案改訂の動議を受け付けることはできる。以上の動議は上記の順序で優先権があり、議案改訂の動議を除き、特定の期日を定めない。

総会を休会とする動議はメソニック精神にもとるものであり、また、いわゆる「先決議案」として、ただちに審議を打ち切り評決を求める動議もこれを受け付けてはならない。

5項 動議が議決された場合、過半数に投票した者に限り、議決当日もしくは

総会期間中に、当該案件の再審を請求することができる。ただし、請求動議の可決されるまでは同案件の再審はできない。

6項 理にかなうとみなされた場合には、議案の分割を請求することができる。

7項 金額、数量または時期の異なる議案の票決にあたっては、金額、数量の多いもの、長期にわたるもの、または最近のもの順で票決する。

8項 如何なる議事運営要領も出席者の3分の2をもって、停止、変更または廃止することができる。

9項 グランド・ロッジの案件は出席者の過半数の反対がない限り、発声投票により採決するものとする。

10項 主宰者提出の全議案で発声投票による採決が有効な場合でも、右手の拳手をもって採決し、必要に応じてシニヤー・グランド・ディーコンが拳手を数え、主宰者に報告するものとする。

11項 本節に規定されていない議事運営については、グランド・マスターの裁量により、一般議事運営慣行とメソニック慣習に従うものとする。

12項 グランド・ロッジにおける如何なる議題にたいしても、傘下ロッジの1代表より口頭による賛否採決の要請があり、要請にたいして他の5ロッジの代表がこれを支持し、合計6ロッジが同意の場合、その議題にたいして、各ロッジの口頭賛否によりこれを採決する。

第14節 褒賞

グランド・ロッジの権限により与えられる職位や称号等の伝統的榮譽に加えて、下記の褒賞の授与が認められている。

25年褒賞は継続的にまたは通算して、25年にわたりメソニック活動に励んだ会員にたいして、適格会員として所属するロッジを通じて授与されるものとする。

50年褒賞も同じく50年以上にわたり、それぞれのロッジにおいて適格会員であった者に授与されるものとする。

=====
(注釈)

小松隆特別功労賞

本賞授与の目的はメソニック団体において、通常の会員としての義務をはるかに越えた貢献があり、優秀かつ卓越したメイスンにたいし、その業績を認め表彰することにある。

ただし、あるメソニック年度中に本賞を授与しないのが、傘下会員の大方の意見である場合には、その年度の授与は行わないものとする。この功労賞の授与対象者は、日本のメイスン諸団体、特に象徴メイスンリーにおいて、一般に認められているメイスンとしての義務を大きく越えて貢献のあった場合のみに限定する。

本賞の名称は小松隆特別功労賞（MWB Takashi Komatsu Distinguished Service Award）とする。本賞の授与は1メソニック年度につき下記の2個以内とする。

- (1) 当グランド・ロッジと承認関係にある他のグランド・ロッジ所属の卓越したメイスン一名。
- (2) 当グランド・ロッジ管轄下のメイスン一名。

本賞のデザイン

- (1) メダルの表に MWB.小松隆の半身像と所定の銘刻、裏にグランド・ロッジの印章を入れる。
- (2) 他のグランド・ロッジ所属の卓越したメイスンにたいするメダルは銅合金製で紫のリボンを付す。
- (3) 当グランド・ロッジ所属のメイスンにたいするメダルは銅合金製で青のリボンを付す。

(1968 年グランド・ロッジ年次総会報告書。表彰委員会による承認済み推薦事項の抜粋)

本賞についての推薦状の提出とその検討に関し記載された推薦内容の一部が1969年の年次総会に再提出されるべく委員会に差し戻された。年次総会報告書にはその後公式に承認されたという記録は見られないが、本賞の第一回授与の承認が次のように報告されている。「下記の卓越したメイスンはメソニック活動、特に日本のメソニック活動におけるその顕著な貢献にたいし、小松隆特別功労賞の授与を出席のバスト・グランド・マスター全員が表彰委員会として推薦した。」

=====

第2章 ロッジの認証状、その開設、消滅と閉鎖

第15節 開設申請

ロッジ開設の認証状申請の必要条件は以下の通り。

- 1項 最低7名の当グランド・ロッジ傘下の適格なるマスター・メイスンが連名で申請書に署名し、各自の署名に添えて所属ロッジの名称と番号を明記する。
- 2項 最も近くに所在するロッジよりの推薦を要する。
- 3項 ロッジとして利用しようとする建物がフリーメイスンの使用目的に適切、かつ保安上安全なる点について前述の隣接ロッジのマスターによる証明書の添付を要する。
- 4項 申請書に記載された新ロッジの役員は、グランド・ロッジのインスペクター1名、およびその指名する2名のロッジ・マスターまたはパスト・マスターよりなる試問委員会に出頭し、試験を受け、三階級全ての儀式とグランド・ロッジの憲章に精通していることの確認を受け、これに前述の隣接ロッジのマスターの署名による証明を添付する。

第16節 ロッジの開設式

ロッジの新設にあたり認証状が交付された場合、グランド・マスターあるいは正式に権限を与えられたロッジ・マスターまたはパスト・マスターにより、特免状および認証状に記載された役員出席の下に、フリーメイスンの諸形式および慣行に則り、開設式を挙行しなければならない。

第17節 認証状の取扱い

ロッジのマスターは認証状保管の責に任ずる。認証状はそのロッジ開設の証書であり、常時、ロッジ内に保管し、必要に応じて、いつでも提示できるようにしておくべきである。しかし、それが一時的にロッジ外にあったとしても、その間にロッジ内で開催された集会は無効とはならない。ロッジはグランド・ロッジの認証によって成立し、認証状によって成立するのではない。認証状は単にその証明に過ぎず、従って、認証状がロッジ内に置かれていることは望ましいが、ロッジ開催の必須条件ではない。

第18節 認証状の取り消し

グラウンド・ロッジは傘下ロッジがその命令、規則、諸法規等を遵守しない場合、あるいは秩序の乱れが見られ、その存続によりメイスン団体の名誉や有益性が損なわれるとみなされる場合、または、会員数の減少、財務状態の悪化、メイスン活動への熱意低下等により、取り消しが妥当と判断される場合には、認証状を取り消すことができる。

第19節 認証の一時停止とその取り消し

認証の一時停止とは、グラウンド・ロッジが最終措置を決定するまでの間、一時的にロッジの機能を停止することである。一方、認証の取り消しは、グラウンド・ロッジによる最終審議の結果、認証状の没収を宣告された場合、この時点においてそのロッジは消滅する。グラウンド・ロッジはその最終審議において、グラウンド・マスターによる措置を追認または否認することができる。しかし、グラウンド・マスターによる認証の一時停止措置を追認した場合においても、グラウンド・ロッジは当該ロッジの綱紀、秩序がすでに回復し、その存在がクラフトにとって有益と認められる場合には、認証を取り消すことなく、その効力を復活することができる。

この条文の意図するところは、この種の事案の取扱いにおいては、グラウンド・ロッジをして、クラフト全体の秩序維持と発展のため、その裁量権を最大限に行使せしめる点にある。

第20節 認証状の紛失

正規のロッジが認証状を紛失または喪失した場合、紛失状況が証明された時は、グラウンド・セクレタリーは複製を発行するものとし、次の年次総会にこれを報告する。

第21節 認証状の返納

ロッジが認証状の自発的返納を意図する場合には、その旨をロッジの月例会議に提案するものとする。決定は次の月例会議にて行うものとし、ロッジは同提案について、少なくとも月例会議の10日前に、所属の全ての会員の最新の記録されている住所に書面をもって通知するまでは、如何なる措置も取ってはならない。

本通知が送達された旨の証明は下記のごとくセクレタリーが作成し、それをもって送達証明とする。

私は———ロッジ No.—F&AM の月例会議を——年——月一日に招集し、認証状返納の議案審議のため、月例会議の日時、場所、目的を記した書面を全会員に手交、または最新の記録されている住所へ郵送したことを証明します。

(ロッジのシール押印)

セクレタリー

第22節 消滅したロッジの資産、財産

グランド・ロッジの固有の権限として消失したロッジの認証状を保管する。ロッジが認証状を返納した場合、あるいはその効力が一時停止、もしくは取り消された場合、ロッジ・マスター、セクレタリーおよびトレジャラーは遅滞なく、ロッジ運営に関する一切の記録、書類、法章、工具その他のメソニック備品、ならびに法的債務返済後の正味資産の全てをグランド・セクレタリーの事務局へ提出せねばならない。後にロッジの認証が復活された場合には、グランド・ロッジにたいする債務を除き、資産はすべて当該ロッジへ返還される。

第23節 債務および残余資産

認証状の返納または取り消しによりロッジが消滅した場合、ロッジに残存する資産は、グランド・マスターまたはその代理を命じられた会員の指示の下に、ロッジの債務返済に充当するものとする。この際、必要に応じて資産を金銭に換えるか、またはその他の方法で債務に充当することができる。

第24節 認証の復活

グランド・ロッジは、最終審査の結果、認証を取り消した場合においても、後日これを復活することができる。しかしこの場合には取り消されたロッジの名称、番号は以前と同一のものとし、所属会員の権利は取り消された時点の状態に復活する。ロッジは活動停止の時点での未収会費を徴収する権利を保有し、この場合、会費不払いにより名簿から削除された会員の未払い会費の補填額は、妥当と思われる条件で話し合いにより、解決することができるが、該当者の復権は、ロッジへの復権申請と委員会の審査およびロッジの票決を要する。

第25節 会員資格

一旦取り消されたロッジの認証が復活された場合、取り消し時点における全ての会員権は復活する。ただし取り消し後、グランド・ロッジより証明書を取得した会員の場合には、認証復活申請書への署名により復権するか、または認証復活後一年以内に、グランド・ロッジの証明あるいは離籍証明をロッジのセクレタリーに提出することにより、会員権を回復することができる。

第26節 認証状の復活申請

取り消された認証状の復活は、取り消し時点において同ロッジに所属していた7名の会員により申請し、次の総会においてグランド・ロッジに申請書を提出することができる。

第3章 特免状によるロッジ

(憲章161条、162条参照)

第27節 特免ロッジの会員

特免状によるロッジ、すなわち、特免ロッジにおいて第一、第二、第三階級を授与された会員は、ロッジに認証状が交付された場合には、当然その認証されたロッジの会員となる。認証状の交付を否認された場合には、そのロッジの会員は、適格会員であれば、ロッジのマスターおよびウォーデンにたいして証明書を請求する権利を有し、この証明書は離籍証明書としての効力を持つ。

第28節 特免状交付の条件

新ロッジ開設の特免状は、憲章第30条に示されるようにグランド・マスターの特権と裁量により交付される。グランド・マスターへの特免状交付の請願には、本法規第15節の認証状交付に必要な全ての条件が満たされねばならない。

第29節 特免状の返納

特免下のロッジはグランド・ロッジの次の年次総会において、ロッジ運営の概要記録とともに、特免状をグランド・セクレタリーに返納するが、グランド・ロッジはその裁量により、一年間に限り特免状の有効期間を延長することができる。

第4章 ロッジの統合

第30節 統合の方法

二以上のロッジが一つのロッジへの統合を望む場合は下記の要領にて行なう。統合議案は関係ロッジの月例会議に提出され、マスターは翌月の月例会議において同議案の採決を行なう旨を発表し、次いでセクレタリーはロッジの全会員にたいし同議案の内容および審議の予定日時を通知する。通知の方法は本法規第21節と同様の方法によって行い、これをもって全ての必要な事前手続きが完了する。

第31節 統合の票決

全会員に通知のあった月例会議において、マスターは同議案について「提案のごとくロッジの統合に賛成か否か」を問い、出席会員の三分の二の「賛成」があればロッジの票決は統合賛成と記録され、賛成が三分の二に満たない場合には統合に反対と記録される。投票は無記名方式によるものとする。

第32節 財産の統合

全ての関係ロッジの票決が統合に賛成の場合には、関係ロッジは統合され一つとなる。この場合、ロッジの全ての財産および備品は新たに統合されたロッジの資産となり、この財産の統合に全ての関係ロッジが賛成しない限り、統合は成立しないものとする。

第33節 ロッジの名称と番号

新たに統合されたロッジの名称と番号は、特に命名しない限り、統合したロッジの中の最も古いロッジの名称と番号を使用する。

第34節 所在地

統合の申し入れに際しては、統合実現の場合のロッジの所在地を明示しなければならない。

第35節 統合ロッジの役員

統合成立の場合、最も古いロッジ（開設認証状の日付による）のマスターを除き、関係ロッジの全役員は職務から退き空席とするが、マスターのみは後任者が選出され、就任するまでの間、新ロッジのマスターの職務を遂行する。

第36節 統合後の月例会議

ロッジが統合された場合、新ロッジの月例会議は開設認証状の日付の最も古いロッジによって定められていた日時とする。ただし、その後の日時は新ロッジの選択により変更する事ができる。

第37節 統合ロッジの役員選挙と就任式

統合後の新ロッジは、第一回の月例会議においてマスターを含む全役員選挙を行い、選出された役員は即日、もしくは次回の月例会議までに、就任するものとする。これら新役員任期は憲章の規定により、次回の年次役員選挙および就任式までとする。

第38節 統合後の会員の資格

統合されたロッジの会員は新ロッジの会員となり、統合後の資格はそれぞれ統合前の資格と同一とする。

第5章 ロッジの移転

第39節 移転案の票決

ロッジの移転案が提議された場合、マスターは全員に「移転の賛否」を問い、票決は無記名投票によって行う。移転を支持する者は「賛成」と記し、不支持の者は「反対」と記して投票する。

「賛成票」が過半数に満たない場合には移転は行わず、「賛成票」が過半致の場合には、移転案はグランド・マスターに上申され、多数派（賛成派）、少数派（反対派）それぞれの意見を開陳することができる。グランド・マスターが賛成派（多数派）と同意見の場合には、グランド・マスターは移転の特免状を交付する。ただし、この特免状は次の年次総会まで有効であり、移転案は総会に提出され採決を要する。グランド・ロッジによる採決の下されるまでは、グランド・マスターの特免状は暫定的な許可とみなされる。

第40節 ロッジの移転先

開設認証状に記載されているか、もしくは、許可されている、市または町の地域内にある場合は、ロッジの具体的な所在地はその裁量に委ねられるものの、裁量の妥当性はグランド・マスターまたはグランド・ロッジによる検討の対象となる。

第6章 グランド・ロッジの審理権および管轄地域

（憲章第1章参

照）

第41節 上訴と時期

選挙の無効係争に関する場合と同様に、グランド・ロッジの審理権は、係争が上訴された場合に限られる。選挙の無効係争の場合はロッジによる決定のあるまでは、グランド・ロッジへ上訴することはできない。

第42節 グランド・ロッジの存在しない地域

地理的、政治的に認知されている「国」において、独占的なメソニック管轄権の確立されていない場合（グランド・ロッジの存在しない場合）には、如何なるグランド・ロッジもその国内において、傘下ロッジの開設認証の権利を有する。

第7章 ロッジの管理権

（憲章第27章参照）

第43節 終身管理権

入会申請書を正規に受理した場合、ロッジは以後、この申請者にたいし独占的な終身管理権を有し、この管理権は当該ロッジが放棄することも、グランド・マスターがそれを放棄せしめることもできない。候補者の入会は無記名投票により決する。ただ

し、終身管理権を持つロッジが他のロッジに階級授与を要請した場合、当グランド・ロッジ傘下の如何なるロッジも、ロッジ間の好意により、その候補者に階級を授与することができる。ただし候補者への階級授与の票決は、管理権を持つロッジのみが行なう。入会手数料は放棄されない限り、本来のロッジの所有となる。

候補者が階級授与を認められた後、実際の階級授与の前に当グランド・ロッジの管轄地域から転出した場合、当該ロッジはその者にたいする管理権を放棄し、転出先のグランド・ロッジ傘下のロッジに帰属させることができる。

第44節 閉鎖されたロッジの管理権

入会申請もしくは階級授与を否決したロッジが閉鎖となった場合、申請者はその事実を申請書に記載し、最寄りのロッジへ再度、申請手続きを取ることができる。ただし、最初に申請書を提出したロッジがグランド・マスターによる「開設認証状の一時停止」の状態にある場合には、グランド・ロッジによる処分の確定のあるまでは、グランド・マスターの特免状のない限り、他の如何なるロッジもその申請を受理することはできない。

第8章 ロッジの運営とその役員

第45節 集会

ロッジの集会には月例会議と特別集会の二種類がある。

第46節 月例会議

月例会議はロッジの定款（By-Laws）により月一回開催するものとする。

第47節 特別集会

特別集会は憲章の規定（第118条）およびフリーメイスンの慣行に基づき、如何なる目的であれ、集会内容が明確であり、正規に会員に通知されている限り、マスターの裁量により何時でも開催することができる。

第48節 会員の義務

会員の義務は、グランド・ロッジの諸規定、布告、およびロッジの定款に加え、フリーメイスンの象徴三階級の誓約、講義、訓諭等の教訓を遵守することにある。

第49節 役員の被選出資格

憲章第101条の規定に該当する場合、または特免状による新設ロッジの場合を除き、正規のロッジにおいては何人といえども、マスターもしくはウォーデンの就任

経験のない限り、ロッジ・マスターに選出されることはできない。その他の役員の資格は、当該ロッジ所属の適格マスター・メイスンであり、会費滞納のないことのみである。ただし、タイラーの場合は、いずれかのロッジに所属する適格マスター・メイスンであれば誰でも指名を受け、就任することができる。

第50節 投票資格

ロッジの適格マスター・メイスンは全員、すべての議案、案件等にたいする投票権を持ち、同時に、投票は会員の義務でもある。

第51節 役員の選出（憲章115条参照）

- 1項 出席した全ての会員は投票義務を回避できない。
- 2項 役員選挙の予定された集会にあっては、（階級授与式を除く）通常の議事終了後、マスターは役員選挙の準備を命じ、最低二名の集計適任者を指名する。
(2000年改訂)
- 3項 投票用紙の回収後、集計係は票を点検、集計し、結果を報告する。役員の選出には（白票を含む）総投票数の過半数を要する。
- 4項 投票結果を確認した後、マスターまたは命じられた者が結果を表す。
- 5項 最初にマスターに投票し、その確定後、シニアー・ウォーデン、ジュニア・ウォーデン、トレジャラー、セクレタリーの順で投票するものとする。

第52節 役員の任命（憲章116条参照）

第53節 役員の就任

- 1項 役員の就任は、憲章第100条より第100条d項までの規定にしたがって行なわれ、代理による就任は認められない。就任式は公開、非公開のいずれでもよいが、式の公開がフリーメイスン全体にとって有益と認められない限り、公開にすべきではなく、公開の場合には、ロッジを一時休憩の状態として就任式を執り行なう。
- 2項 一期以上、同一の役職に任ぜられ、さらに再選または再任命された役員は、その都度、就任式を執り行なわねばならない。臨時の任命の場合

合を除き、就任式をへずして役職に就くことはできない。

- 3項 正規の選出または任命により就任した役員は、後任者が正規に就任するまでは、その職にとどまるものとする。
- 4項 投票結果を確認した後、マスターまたは命じられた者が結果を発表する。
- 5項 最初にマスターに投票し、その確定後、シニアー・ウォーデン、ジュニア・ウォーデン、トレジャー、セクレタリーの順で投票するものとする。

第54節 役員の仕事

ロッジ役員は、メイスン個人としての義務、および成文化されていない伝統的な義務に加えて、憲章および定款に規定された職務遂行の責任を有する。

第55節 ウォーデンによるマスターの職務代行

マスターの不在時、ウォーデンがこれを代行する場合はマスターと同一の権限を有する。しかしこの場合、ウォーデンは職務の一端として、マスターを代行しているに過ぎない。従って、マスターを代行して署名する際、役職名は「ウォーデン」とし、「マスター代行」と併記する。

ウォーデンはその職務遂行中はロッジにたいして責任を負い、グランド・ロッジにたいする直接責任はない。従って、ウォーデンがロッジ・マスターの職務代行中に違法行為があった場合は、ロッジの一員であるウォーデンとして、所属ロッジより告発を受けるものとする。

マスターの不在中、職務を代行すべきウォーデンが、儀礼上の配慮から、パスト・マスターにロッジの主権を委ねた場合は、パスト・マスターはマスターの臨時代行となり、ロッジはその指示に従うものとする。

第56節 役員的心得

ロッジの各役員は、マスターに直属し、マスターを通じて所属ロッジおよびグランド・ロッジにたいして責任を持つ。役員は威厳、名誉、および正確性を重んじ、その職務の遂行にあたっては、傲慢、専制を排し、友愛の精神とフリーメイスンリーの美徳を世界に顕示せんとする真摯なる願いを心がけねばならない。

第57節 会員的心得

修正は、事前にグランド・ロッジまたはグランド・マスターへ提出し、承認を受け、加えてグランド・セクレタリーの承認にたいする証明が与えられるまでは適用し得ず、その効力も発生しないものとする。

第9章 進級と昇級

第66節 告訴による進級、昇給の停止

エンタード・アプレンティスまたはフェロー・クラフトが告訴された場合、結果が判明するまでは、進級または昇級は一時停止される。審理の結果、無罪となった場合には、告訴はなかったものとみなされ、進級または昇級することができる。有罪となり、資格停止もしくは除名処分となった場合には、元の資格が回復されない限り、進級または昇級はできないが、譴責処分の場合には、進級または昇級には影響がない。エンタード・アプレンティスおよびフェロー・クラフトの資格回復にはマスター・メイソンの規定が準用される。

第67節 外国の管轄下にあるメイソンの進級と昇級

外国の管轄下にあるロッジに所属するエンタード・アプレンティスまたはフェロー・クラフトの終身管理権は所属の外国ロッジにある。従ってそのロッジからの要請のあった場合、または当該外国の規約による許可の与えられた場合のみ、その者にたいして進級または昇級式を行なうことができる。

第10章 加入と会員資格

第68節 離籍者の加入申請

外国の管轄下のロッジを正規に離籍したマスター・メイソンは、当グランド・ロッジ傘下のいずれのロッジへも加入申請することができる。その場合、最後に所属していたロッジから正規の手続きにより離籍した旨を証明する下記の書類のいずれか一つを提出せねばならない。

1. 正規の離籍証明書
2. 上記証明書のない場合、所属ロッジが存続する時は、離籍を許可した旨を証明する当該ロッジ発行の証明書
3. 離籍を許可したロッジが存続していない場合は、当該ロッジの記録を保管するグランド・ロッジ発行の証明書
4. 上記の 1. 2. 3. 項の書類の入手不能の場合には、それに代わる立証書類、たとえば最後に所属していたロッジのマスター、セクレタリー、その他の役員、または会

員による離籍を立証する文書に所管グランド・セクレタリーの証明を添付すれば、入会志望の会員は正規に離籍したものとみなすことができる。ただし、この証明書は加入申請するロッジ宛てとして提出されなければならない。

本節の意図するところは、公式証明以外の立証書類でも十分に正当性があると認められれば、その判断は当該ロッジの裁量に委ねられる点にある。

本節に関する加入申請は憲章第132条a項および133条の規定に従って受理され、処理されるものとする。

第69節 離籍証明書

申請者が離籍証明書を提出し、ロッジへの加入を許可された場合、証明書はその時点で失効し、申請者の加入を許可したロッジは、離籍証明書を発行したロッジへその会員の加入を通知する。

第70節 入会金

加入申請者の入会金は、申請先のロッジの定款に定める金額とする。

第71節 会員権の回復

会員の権利、資格の取り扱いは各ロッジ独自の権限である。従って、各ロッジはその判断により、資格停止処分に付されていた会員を復権させることができるが、この回復措置はグランド・ロッジへ報告するものとする。

第72節 判決の破棄

一旦、所属ロッジが除名処分に付した会員について、グランド・ロッジがその判決を破棄または保留した場合、当該会員は所属ロッジへ復帰するものとする。

(憲章第149条a項参照)

第73節 判決の軽減

同様に、所属ロッジにより無期限資格停止の判決を受けた会員がグランド・ロッジへ上訴の結果、資格停止期間を有期限に軽減された場合、期間の満了とともに会員としての全ての特権は回復する。しかし、この会員は如何なるロッジにも所属しない状態に置かれ、所属していたロッジが自主的に復帰の処置を取った場合に限り、元のロッジへ復帰することができる。

第74節 マスター・メイソンの所属ロッジ

マスター・メイソンとして第三階級へ昇級した会員は、会員の入会申請を受理したロッジへ所属するものとする。

第11章 認証ロッジの年次報告書の提出

第75節 会計年度

当グランド・ロッジ管轄下のロッジの会計年度は一月一日をもってはじまる。

第76節 年次報告書 提出期限および内容

当グランド・ロッジ管轄下に認証されたロッジは毎年一月一日以降遅滞なく、グランド・セクレタリーの支給する用紙により、前年度に関する報告書をグランド・セクレタリーの下へ提出する。報告書には当該ロッジの役員および会員、入会、進級、昇級、資格停止、除名処分、離籍、会員名簿よりの抹消、死亡、復権等について、それぞれ日付を付して提出する。各ロッジのマスターは年次報告書を所定の期限までに、年間納付金を添えて、グランド・セクレタリーに提出する特別の責任を負う。

第77節 階級授与手数料

階級授与の手数料は、これを手形、借用証書、その他の債務保証によって受け取ることは違法である。また、如何なる割り戻し、贈与、その他の手段によって、手数料を実質的に9千円以下に減額することも違法であり、このような違法行為が実際に行なわれた証拠があれば、グランド・マスターは当該ロッジの認証状を次の年次総会まで停止することができる。

第78節 会員の年会費滞納

年会費滞納の場合、ロッジは（憲章の規定範囲内で）如何なる処置も講ずることができる。またロッジはその裁量により、年会費の全部または一部を、取り立て、示談、あるいは免除することができる。

第79節 セクレタリーによる徴収

ロッジの受け取るべき金銭は全てセクレタリーが受け取り、正確に記帳し、遅滞なくトレジャラーに引き渡すものとする。

第80節 トレジャラー

トレジャラーがロッジに代り受け取った全ての金銭は、それぞれの勘定項目に管理し、何時でもロッジの指示と所定の手続きにより、必要に応じて引き出すことができる。

第12章 離籍

第81節 離籍の定義

離籍とは、傘下ロッジが所属会員にたいし、いずれのロッジにも通用する推薦状をかねた離籍証明書を発行して、当該ロッジにおける会員権を終了させる措置を云う。

離籍証明書は、当該ロッジの裁量により自主的に交付され、特に有効期限の制約はないが、証明書発行時の当該会員のメイスンとしての人格資質を証明するものである。本証明書は本人よりの書面による申請により交付される。

第82節 離籍証明書の申請資格

申請者が適格会員、すなわち、離籍時に告訴の対象ではなく、滞納金のない場合に限り、離籍証明書を申請し、交付を受ける資格を有する。

第13章 グランド・ロッジによる再審査

第83節 グランド・ロッジによる再審査

会員がロッジの措置に不服の場合、それがロッジを代表してのマスターの決定または裁定、ロッジの票決、あるいはロッジの不作為の結果など、いずれに起因するにせよ、その会員は苦情の原因となった事情を書面により申し立て、グランド・ロッジに再審査を請願するか、または、グランド・ロッジの休会中はグランド・マスターに請願することができる。

グランド・マスターは、申し立てが検討に値すると判断した場合には、裁量により、グランド・ロッジにたいし報告すべき事実関係の調査を開始せしめるか、または、全ての措置をグランド・ロッジに付託して、その裁量に一任することができる。この場合、苦情の申し立て人は当該ロッジに申し立て書の写しを提出するものとする。

(本節の規定は、グランド・ロッジ休会中に下されたグランド・マスターの決定にたいする苦情申し立てについても適用される。しかし、グランド・マスターへ苦情を申し立てる場合、申し立てはグランド・セクレタリーへ提出するものとし、グランド・マスターは申し立て書の提出のあった場合でも、査問準備など一切の事前手続きをしてはならない。)

第84節 苦情申し立ての資格

全てのマスター・メイスンは自分が直接、間接に得た知識、情報に基づき、グランド・ロッジまたはグランド・マスターにたいし、傘下ロッジが規定に抵触する旨を書面により（申し立て書に規定に抵触する根拠の概略を述べて）、苦情を申し立てることができる。

苦情がグランド・ロッジに宛てて提出された場合、グランド・ロッジは審査権の行使、不行使、いずれもその裁量により選択できるが、審判権を行使する場合は、苦情申し立て書に基づいて、随意、適正と思われる審判を下すことができる。

グランド・ロッジの休会中、苦情申し立て書がグランド・マスターに提出され、検討に値すると認められた場合には、当該ロッジにその旨を通告し、グランド・マスターの裁量により委員会、あるいはその他の方法により、事実関係を調査し、その結果に基づき、グランド・ロッジは申し立てにたいする判定を下す。

このような調査過程において、グランド・ロッジは、申し立て書に記載された事項に限定する事なく、随時、判明した関連事項を考慮の対象とすることができる。

第85節 条文の技術的解釈

グランド・ロッジに審判権または調査権の行使が託された場合、本法規に手順または手段が規定されていないことを理由に、その事案を却下してはならない。このような場合には、公正な結果への帰結のみを目的とし、調査の手順あるいは手続き等は自由裁量とする。

本法規の意図するところは、法規の本質とその精神の遵守にあり、たとえ、調査方法や手続き上に技術的な逸脱があったにせよ、偏見に左右され基本的権利が侵害されない限り、調査結果を無効判決を破棄してはならない。

第86節 グランド・マスターによる暫定的救済措置

本法規はグランド・ロッジの休会中、グランド・マスターにたいして、ロッジまたは会員が、その権利を守り、維持するための措置、命令を請願することを禁ずるものではない。この請願にたいしてグランド・マスターが取る措置は、グランド・ロッジにより無効とされ、あるいは修正されない限り有効とする。グランド・ロッジがグランド・マスターの措置を無効とするかまたは修正した場合、グランド・マスターはグランド・ロッジの決定を関係者に通告する。

(本節の目的は、最終措置の決定されるまでの間、必要に応じて関係会員に暫定的な救済処置を与えることにある。)

第14章 宝賞の剥奪

第87節 剥奪権（グランド・ロッジ役員およびロッジ・マスター）

グランド・マスターは総会の開催または休会中、いずれの場合においても、グランド・ロッジ役員が役員としてあるまじき行為により、フリーメイスン全体が非難をこうむるような場合には、その役員の宝賞を剥奪することができる。また同様の理由によりグランド・マスターは、フリーメイスン全体のために必要と判断した場合には、

ロッジの開設許可、またはマスターの宝賞を剥奪することができる。

(憲章第28条、第32条、第33条参照)

第88節 剥奪権（ロッジ役員）

ロッジのマスターはそのロッジまたはフリーメイスン全体が非難をこうむるような行為があったと判断した場合、ロッジ役員の宝賞を剥奪することができる。さらに、ロッジ・マスターはグランド・ロッジまたはグランド・マスターよりの指示のあった場合には、ロッジ役員の宝賞剥奪処分を執行せねばならない。上記、いずれの場合もグランド・マスターに剥奪の執行を報告する。

第89節 再審査

グランド・ロッジまたは傘下ロッジのいずれにおいても、役員宝賞の剥奪された場合、処分を受けた役員は全て、グランド・ロッジの再審査を受ける権利を有する。

この複利行使のため、その役員は剥奪を不服とする具体的理由とその正当性を述べた請願書をグランド・ロッジへ提出することができる。

グランド・ロッジはかかる請願の審議権を有し、メイスンとしての公正の理念に基づき、その裁量により略式の調査を実施することができる。

第90節 復権

宝賞の剥奪権を有する役員は、公正の理念に基づき、フリーメイスン団体のために必要と判断した場合には、何時でも剥奪処分を解除し、復権させることができる。

第91節 剥奪処分の効力

宝賞剥奪処分は、当該役員の全ての職務と権限を停止するものであり、その処分解除により、完全に元の職務と権限を回復する。一方、剥奪処分は当該役員のメイスン会員としての権利には何らの影響をも及ぼすものではない。

第15章 フリーメイスンの埋葬式

第92節 埋葬式を受ける資格

メイスンとして誠実なる生涯を過した会員は、特典の一つとして、家族または所属ロッジの要望に基づき、フリーメイスンの埋葬式の榮譽を受けることができる。有資格会員によるロッジへの要請、または遺族よりの要請の場合を除き、メイスンの榮譽としての埋葬式を行なうか否かは、団体の慣行と福祉を考慮した上のロッジ・マスターの裁量によるものとする。ただし、埋葬式の対象者は有資格のマスター・メイスンに限るものとする。

第93節 埋葬式への参加資格

メイソンの埋葬式は全て第三階級のロッジによって営まれ、エンタード・アプレンティスとフェロー・クラフトはメソニック葬列には参加できない。

第94節 一時居住中のメイソン会員

一時居住中の会員とは、当グランド・ロッジの管轄地域に居住してはいるが、所属ロッジおよび登録住所は地域外にある会員を云う。この場合、本人が有資格会員であり、埋葬式の要請のあった場合には、ロッジはマスターの裁量により、フリーメイソンの埋葬式を行なうことができる。

第95節 埋葬後の追悼式

すでに埋葬されたメイソンの墓前において追悼式を行なうことは非メイソンの行為であり厳禁される。ただし、ロッジにおける追悼式は適法であるのみならず、故人にたいする礼にかなうものである。

第16章 雑則

第96節 ロッジの休会

ロッジ集会を閉会することなく休会として放置することは厳禁される。集会終了後は、マスターの命によって閉会されなくてはならない。開会されたロッジ集会は、当日または同日の夜半までに定められた様式により閉会されねばならない。開会あるいは中止の状態のまま数日間にわたり放置することがあってはならない。休会のまま放置された集会は、別の集会とみなされる。

第97節 古代訓諭

当管轄地域においては、憲章第29条の規定に該当する場合を除き、マスターとなる者は、古来よりの訓諭により、かならずウォーデン経験者でなければならない。

第98節 募金の要請

ロッジまたはメイソン個人が、当グランド・ロッジまたはグランド・マスターの承認を得ずして、募金要請の回状を送ることは違法である。同様に、当グランド・ロッジ傘下のロッジは、国外のロッジから、そこに管轄権を持つグランド・ロッジまたはグランド・マスターの承認なくして、送られてきた募金要請に應じてはならない。

第99節 滞納の定義

「滞納金」という用語は、憲章に基づき、ロッジの定款に定められた年会費に限って用いられる。年会費以外のロッジよりの借入金その他にはこの用語は適用されない。

第100節 訪問者の身分保証

ロッジへの訪問者は全て、過去にいずれかの正規に開催されたロッジ集会において同席したことがある会員の保証のない限り、事前の試問なしにロッジに出席させてはならない。

第101節 非合法ロッジの定義

非合法ロッジとは、当グランド・ロッジとの間に相互承認関係のあるグランド・ロッジによる特免状または認証状なくして運営されるロッジを云う。

第102節 非合法メイスンの定義

当グランド・ロッジと相互承認関係にあるグランド・ロッジにより、正規に認可されたロッジにおいて入会したメイスン会員以外の者は、全て非合法メイスンである。

第103節 不正規集会における階級授与

正規の認証状または特免状を有するロッジが規定に則らずして集会を開催したとしても、このロッジは非合法ロッジではなく、またこのような集会において入会したり、階級を授与された候補者も非合法メイスンではない。このような場合には、そのロッジの違法性あるいは誤りは、正規に開催された集会において、候補者が正規の誓約を行なうことによって是正され、この新たな誓約は有効であり、候補者にたいして拘束力を持つこととなる。

第104節 憲章、法規および総会議事録

各ロッジはロッジ内に所属会員の閲覧に供するため、グランド・ロッジ憲章、総会議事録および本法規を常備せねばならない。ロッジ・マスターは全ての規定を遵守し、また、その主宰するロッジに、全ての規定を厳守させる責任を有する。グランド・ロッジより発行される総会議事録は、最終的に確定された議事の証拠文書である。

第105節 討議の終了

グランド・ロッジにおいてはグランド・マスターにより、また傘下ロッジにおいてはロッジ・マスターの裁量により、討議を終了する。

第106節 グランド・マスターの裁定

グランド・マスターが特定の問題にたいして下した裁定は、グランド・ロッジにより否認されない限り、その特定問題にたいしては最終決定である。しかし、この裁定を規定とみなしてはならない。この裁定は現行規定に反しない限り、特定問題にたいしてのみ有効な裁定とみなされる。

第107節 グランド・マスターの見解

ロッジのマスターはロッジ運営上の特定事案に適用すべき規定について、グランド・マスターの見解を要請することができる。この要請にたいするグランド・マスターの回答は公式見解であり、ロッジにたいして拘束力を有する。しかし、「見解」は「裁定」ではない。法的観点よりの裁定には、その件に関し、グランド・ロッジにたいして再審請求権を持つ利害関係者それぞれの主張の聴取を必要とする。

ロッジ会員個人よりの書面にたいしてグランド・マスターが回答した場合、回答は規定または特定事情についてのグランド・マスターの意見であり、この意見はロッジとその他の関係者を拘束する公式見解ではない。

第108節 グランド・ロッジの裁定

グランド・ロッジを構成する全ての会員（憲章第2条参照）は、特定の事案に関して適用すべき規定に疑義のある場合、下記の方法でグランド・ロッジの法的裁定を求めることができる。

会員は書面に事実関係と法的疑義を記述して提出し、グランド・ロッジは提出事項が考慮に値すると判断した場合には、これを法制委員会に付託し、委員会は報告書を提出する。報告書にたいするグランド・ロッジの採決は、当該案件にたいする「法的裁定」とみなされる。

第109節 ロッジの代表者選出

ロッジは、マスターおよび両ウォーデン不在の場合、総会においてロッジを代表する者を1名に限り選出することができる。

第110節 進級、昇級の試問

マスター・メイスン以外は、マスター・メイスンのロッジへ入室することはできない。従って、エンタード・アプレンティスまたはフェロー・クラフトを進級、昇級の試問目的でマスター・メイスンのロッジへ入室させることは許されない。試問は受験者の階級のロッジにて実施される。

第111節 退室命令

ロッジのマスターは酩酊状態の会員、またはその言動がロッジの協調を乱し、あるいはその恐れのある場合は、退室を命ずることができる。

第112節 名誉会員

如何なるロッジも、他のロッジに所属するマスター・メイスンで卓越した貢献のあった者にたいして、名誉会員の称号を授与することができる。しかし、名誉会員には投票権はなく、ロッジの役職につくこともできない。またロッジはグランド・ロッジにたいし、名誉会員の年間納付金を負担する必要はない。

第113節 時効

フリーメイスン団体には時効の制度はない。

第114節 メソニック・ホールの献納式

メソニック・ホールの献納式は、フリーメイスン団体の不可欠の式典であるが、臨時に使用する際にはこの規定は適用されない。

第115節 メソニック・ホールの目的外使用

ロッジは集会所本来の目的外使用を許可することができる。ただし、社会通念に反する目的や、メイスンリーの名誉を傷つけるような目的に使用させてはならない。

第116節 動議を必要とする場合

ロッジが何らかの事案にたいし決定を要する場合には、動議によってのみ決議することができる。すなわちこれにより、ある種の提案または案件について法的に、「賛成」あるいは「反対」の意思表示をなすことができる。

しかし、賛同が当然である事柄については、投票は必要なく、この場合マスターは票決なしに決定し、命令し、実行せしめることができる。例えば、入会または移籍加入の申請のあった場合、動議の有無にかかわらず、調査委員の任命が必要であるから、任命にたいする動議は必要としない。また投票後は適時、結果を開示せねばならないのは当然であるから、開示のための動議も要しない。

第117節 ロッジの開会及び閉会

月例会議の日にロッジを開会し、議事日程終了後、所定の形式に従って閉会することによって、集会は終了となる。もしもロッジを再開した場合は、それは特別集会となり、その集会では一切のロッジ運営上の議事、案件を扱ってはならない。

第118節 ロッジの記録とその変更

ロッジの記録は故意に抹殺や削除によって変更してはならない。変更を要する場合には、補正記録を作成し、変更、訂正する旨と、その変更内容を明記する。ロッジの月例会議議事録は月例会議以外の集会では、変更も訂正もできない。

第119節 ロッジの記録 訂正の権限

ロッジの記録訂正には、異議のない場合、マスターの命により訂正する。異議ある場合には、月例会議における動議と票決によるものとする。

第120節 ロッジの記録 各種集会や行事

月例会議、特別集会以外の集会、各種行事、葬儀、祭典などの記録は、ロッジの承認や同意を必要とせず、マスターの指示により記録されるが、正当な理由のある場合には訂正することができる。

第121節 守秘事項

メイスン会員およびロッジは、刑事告発を含む規定違反に関する事項、会員間の係争に関わる情報、その他、ロッジ内に生じた諸々の事柄やメイスン間の相互信頼に基づいて告げられた内容などを他に遺漏してはならない。

第122節 正装

グランド・ロッジの年次総会に出席する全ての会員および各ロッジの代表者は、それぞれの役職に準じた正装で臨まねばならない。

注釈 グランド・ロッジ選出役員の公式宝賞

日本グランド・ロッジの選出役員とバスト・グランド・マスターの着用する宝章についての具体的細目は下記の通り。

グランド・マスター

スクエアーとコンパスを円形花輪の上へのせ、その中心に太陽をおき、スクエアーの下部に四分儀をつける。

デピュティ・グランド・マスター

スクエアーとコンパスを円形花輪の上へのせ、その中心に太陽をおく。

シニアー・グランド・ウォーデン

レベルを円形花輪の上へのせる。

ジュニア・グランド・ウォーデン

ブラムを円形花輪の上にのせる。

グランドトレジャラー

鍵を二本、交叉して、円形花輪の上にのせる。

グランド・セクレタリー

ペンを二本、交叉して、円形花輪の上にのせる。

(カラーと宝章は金メッキ仕上げとする。以上、1963年グランド・ロッジ議事録による。)

第123節 会費の免除

ロッジが名簿から滞納会員名の削除を怠った場合、その会員にたいする(グランド・ロッジへの)会費は免除とならず、免除は口、ツジの正式手続きによつてのみ効力を生ずる。

第124節 他グランド・ロッジへのレプレゼンタティブ制度

他のグランド・ロッジへのレプレゼンタティブ制度は当グランド・ロッジが公認し、推奨する制度である。

第125節 儀式の式服

メイソンの儀式に用いるローブ等の式服の使用は、各ロッジの選択に一任される。

第126節 召喚の定義

単なる「通知」は誓約の中に用いられる「召喚」ではない。普通の集会の通知や新聞広告に召喚なる語を用いるのは誤りであり、このような用語を使用してはならない。

フリーメイソンにおける「召喚」は、査問会の場合のようにロッジの運営上の義務に関し、必要かつ重要な理由があつてマスターより発せられるものである。

「召喚」は、口頭または文書のいずれでもよいが、文書の場合には、マスターが署名するか、または「マスターの命により」と記してセクレタリーが署名し、ロッジのシールを押印する。

会員が個人として他の会員にたいして行なう「呼び出し」や「通告」は誓約

にある義務の履行を促したり、違反行為の中止要求などに過ぎない。しかし、ここで定義する「召喚」への拒否、または不履行は誓約違反であり、懲罰の対象となる。

第127節 無所属メイスン その定義（憲章第168条および169条参照）

無所属メイスンとは、相互承認関係下の如何なるロッジにも所属していないメイスンを云う。元のロッジの「消滅」が無所属状態の唯一の原因であり、他に理由のない場合にはこのメイスンは、消滅したロッジの「復活」を求める請願者の一員となることができる。

無所属メイスンは有資格会員ではなく、新ロッジ設立の特免申請の7会員の一人となることはできない。しかし、この無所属メイスンもメイスン社会の規律には服さねばならず、規律違反があれば、居住する地域のロッジより告発を受け、処罰されることがあり得る。

第128節 無所属メイスンの死亡

会員が他のロッジに加入申請する場合は、元の所属ロッジからの離籍証明書を提出しなければならないが、この証明書を他ロッジへの加入目的で取得した会員は、無所属メイスンとはみなされない。加入申請したロッジが所定の手続きを完了する前に、申請者が死亡した場合には、ロッジ所属の会員の死亡とみなされ、メイスンとしての全ての権利と特典を受ける資格を有する。

第129節 無所属メイスン その権利

- 1項 前節に述べた無所属メイスンはどのロッジにも加入申請することができる。
- 2項 この場合、そのメイスンは当該ロッジを一回に限り訪問することができる。
- 3項 無所属メイスンも規定に従って、他の有資格会員を告訴することができる。

第130節 訪問の権利

他のロッジを訪問することはマスター・メイスンの基本的権利のひとつであり、正当な理由なくこの権利を拒否することはできない。一方、ロッジの全ての会員は如何なる訪問者の訪問にも、異議を申し立てる権利を持つが、異議の正当性は当該ロッジのマスターのみが判定し、訪問可否の決定権を有する。

第131節 過半数の定義

「過半数」とは集会に出席し、投票に参加したメイスン会員の過半数を云う。

第17章 付記

(I) 神と宗教について

全てのメイスンは生涯を通じて道徳律を遵守しつづけるものであり、メイスンリーを正しく理解するならば、無神論、無宗教の放縦なる思想におちいることはあり得ない。

古代においては石工職人たちは、それぞれの在住する土地の民の信仰に従うよう教えられてきたが、今日では、個々のメイスンの選択において、人々の信ずる宗教に帰依することが適切と考えられている。すなわち、如何なる宗旨、宗派に属そうとも、善良にして誠実、名誉と誠意の人をめざすなら、フリーメイスン理念は人々の融和の中心となり、それなくしては永遠に相交わることのなかった人々の間に真の友愛をもたらすこととなるのである。

(II) 遵法について

メイスンはいずこに居住し生業を営むとも、その地の法制度に忠実でなくてはならない。従って我々メイスンは国の平和と繁栄を脅かす陰謀や謀議に加担することなく、また法の執行に携わる人々にたいして反抗的であってはならない。

フリーメイスンには過去に戦争や流血、動乱にによって被害を蒙ってきた歴史があり、それゆえ古代の国王、諸侯は、平和を愛し領主にたいする忠誠を示し続けてきた石工団体を庇護してきた。メイスンは敵対者のそしりと嘲笑にたいして適切に対応することにより、戦禍のない時代にこの団体の名声を高めてきた。

それゆえ、あるメイスンが国家にたいする反逆者であった場合、その不平、不満に同情の余地があり、深い友愛に結ばれているにせよ、その反逆行為は決して許されるべきではなく、メイスン団体はその者の反逆に一切関係してはならない。しかし、その者に国家への反抗以外の罪がなく、その存在が国家にとって不快感も警戒心も与えない程度のものであるならば、その者をロッジから追放することなく、会員の資格は変化なく維持される。

(III) ロッジについて

ロッジとはメイスンが集合し、所定の行事や儀式を行なう場所をいう。それゆえ集会または正規に構成されたメイスンの組織そのものもまた、ロッジと称する。全てのメイスンはいずれかのロッジへ所属しなければならないし、ロッジの定款と一般規則に従わねばならない。ロッジでは特別集会と普通集会が開かれ、その会合に出席し、またここに記載されたグランド・ロッジの諸規則を通じてメイスンリーを理解することができる。

古い時代にあっては、マスターやフェローは集会への欠席を許されず、特に事前通知のあった場合には、欠席が真にやむを得ない事情によるものであることをロッジ・マスターおよびウォーデンが認めない限り、厳しい譴責を受けた。

ロッジの会員は善良かつ誠実な男子にして、自由の身に生まれ、思慮分別を備え、奴隷身分でなく、女子にあらず、不道德、破廉恥な行為がなく、良き世評を持つ人物でなくてはならない。

(IV) マスター、ウォーデン、フェロー・クラフトおよびアプレンティスについて
領主に忠実に仕え、同僚の体面を汚さず、この由緒ある団体の名誉を損なわないためには、石工団体における昇進、昇格は本人の力量のみによって判定されねばならなかった。

それゆえ、マスターやウォーデンは年功序列によらず、人格と資質のみによって選出されなくてはならず、選出の基準は言葉による説明が困難であり、会員各自がそれぞれの立場を通じて、団体独自の方法で習得せねばならなかった。

古代にあっては、見習いの採用にあたってマスターは、採用に見合う十分な作業量があり、五体満足な若者で、領主に仕えるための技術習得上の欠陥のない者を採用し、慣行によって定められた必要期間を勤め上げれば、一人前のフェロー・クラフトとなれるよう配慮せねばならなかった。然るべき資格を備えるようになれば、その者はロッジのウォーデンとなり、マスター、グランド・ウォーデン、やがてはその力量によっては、管轄下の全てを統率するグランド・マスターとなることも可能であった。

これら古代ロッジの最高位の統率者およびその他の役職者にたいして、全てのブラザレンはそれぞれの役職にあって、古代よりの訓諭および諸規則に則り、謙讓の美德と敬虔の念、広き度量と友愛の精神をもって従ったのである。

(2000年翻訳委員会による補足)

上記、第17章の「付記」に述べられた4項目は数百年以前からフリーメイソンの中に伝承および写本として記述され、後には「憲章」として残された訓戒や古い規定に基づくものと考えられ「法規」というよりはむしろメイソン会員の「心がけ」を述べたものと推定される。